

衆議院の解散に伴う選挙経費の専決処分について

- 1 衆議院解散日
平成24年11月16日(金)
- 2 公示予定日
平成24年12月4日(火)
- 3 選挙執行予定日
平成24年12月16日(日)
- 4 専決処分する根拠
地方自治法第179条第1項
(普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき)
- 5 専決処分の日
上記1の衆議院解散日
- 6 予算計上額

(単位：千円)

区 分	今 回	前回(H21.8.30執行)
(1)衆議院議員選挙費	915,520	958,641
(2)衆議院議員選挙啓発推進事業費	6,000	6,000
(3)最高裁判所裁判官国民審査費	8,686	8,640
計	930,206	973,281

財源：国委託金(10/10)

- 7 経費の積算
 - (1)国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定による算定方法で積算
 - (2)主な積算根拠(小選挙区4人 比例代表四国ブロック6人)

区 分		今 回	前 回(H21.8.30執行)
衆議院議員 選挙費	想定立候補者数	各選挙区7人	各選挙区6人
	選挙人数	1,189,326人(H24.9.2)	1,205,843人(H20.12.2)
	世帯数	657,767世帯(H24.12.31現在推計)	648,328世帯(H21.8.31現在推計)
	投票所数	745箇所	788箇所
	ポスター掲示場	4,011箇所	4,317箇所
衆議院議員 選挙啓発推 進事業費	啓発内容	広告塔・懸垂幕・看板 街頭啓発・広報車等 (前回同額)	広告塔・懸垂幕・看板 街頭啓発・広報車等 (前回同額)
最高裁判所 裁判官国民 審査費	裁判官数	10名	9名